

新発田市 営繕工事における週休2日促進工事实施要領

1 目的

本実施要領は、営繕工事における週休2日の取組の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

3 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

（3）通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 対象工事

本実施要領は、新発田市が発注する営繕工事に適用する。

ただし、発注者が週休2日促進工事に適さないと判断した工事は除外する。

5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 発注者指定方式（完全週休2日（土日））

発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する方式

設計図書に別紙1（「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」特記仕様書）を添付する。

② 発注者指定方式（通期）

発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組むことができる設計図書に別紙2（「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」特記仕様書）を添付する。

6 積算方法等

（1）補正方法

労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物

価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正しない。

（２）積算及び変更方法

① 発注者指定方式（完全週休２日（土日））

「完全週休２日（土日）」の達成を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。

③ 発注者指定方式（通期）

「通期の週休２日」の達成を前提に、工事費を積算して予定価格を作成する。

また、①、②の発注方式とも、「通期の週休２日」が未達成の場合も、労務費及び現場管理費を補正しないものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（１）現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休２日又は通期の週休２日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員に提出する。

② 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。
- ・ 受注者は、就業規則等により休日制度として４週８休以上が定められている場合は、当該内容を確認できる就業規則等の提示をもって、「通期の週休２日」の取組状況を確認する資料として上記の「実施工程表」等に替えることができる。

④ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日

に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（２）週休２日促進工事の見える化

受注者は、週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

（３）適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（４）工事成績評価

工事成績評価実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休２日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

また、提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価実施要領に基づく成績評価において点数を減ずる措置を行うものとする。

なお、「発注者指定方式（完全週休２日（土日）」においては、完全週休２日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

（５）元請下請の取引の適正化

週休２日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、受注者との協議を密に行うものとする。

附則

本実施要領は、令和８年１０月２０日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。

(別紙1)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」特記仕様書

本工事は、発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」である。

受注者は、『新発田市 営繕工事における週休2日促進工事实施要領』に基づき、工事着手前に、完全週休2日（土日）の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

完全週休2日（土日）の達成を前提に予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新発田市ホームページから入手できる。

「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期）」特記仕様書

本工事は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期）」である。

受注者は、『新発田市 営繕工事における週休2日促進工事实施要領』に基づき、「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みの希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、希望した週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の週休2日の達成を前提に予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新発田市ホームページから入手できる。